

事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進												
主管部局・課室	労働基準局監督課												
関係部局・課室	—												
関連する政策体系													
<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>Ⅲ</td> <td>労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1</td> <td>労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>1-1</td> <td>法定労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>1</td> <td>法定労働条件の確保・改善を図ること。</td> </tr> </table>		基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること	施策目標	1-1	法定労働条件の確保・改善を図ること	個別目標	1	法定労働条件の確保・改善を図ること。
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること											
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること											
施策目標	1-1	法定労働条件の確保・改善を図ること											
個別目標	1	法定労働条件の確保・改善を図ること。											

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）						
(1) 現状分析 厳しい経済情勢を反映し、国会やマスコミにおける賃金不払残業に係る関心は高く、労働基準監督署が労働基準法第37条違反（割増賃金の支払に関する法違反）を是正指導した件数は増加している。						
(2) 問題点 賃金不払残業の解消のためには、労使の主体的な取組が必要であり、労働基準監督署による監督指導の実施のみで、その解消を図ることは困難である。						
(3) 問題分析 賃金不払残業は、労働基準法に違反するあってはならないものであり、その解消を図る必要がある。また、現下の厳しい経済情勢や職場風土等の問題があり、労働者の方から賃金不払残業の存在について声を上げにくいのが実情である。						
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析						
賃金不払残業に対する社会的関心は、事前評価実施時と同様、依然として高い。また、労働基準監督署の是正指導により100万円以上の割増賃金を支払った企業数及び金額は、平成16年度は1,437企業で約226億円、平成17年度は1,524企業で約233億円となっており、引き続き、賃金不払残業に関する周知啓発活動を行っていく必要がある。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	労働基準法第37条違反（割増賃金の支払に関する法違反）の是正指導件数（単位：件数）	403	1,184	1,437	1,524	集計中
2	支払われた割増賃金額（単位：億円）	72	239	226	233	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、各年度の厚生労働省発表「監督指導による賃金不払残業の是正結果」による。 指標1及び2の平成14年度の数値は、平成14年10月から平成15年3月までの数値である。 指標1及び2の平成18欄の数値は、現在集計中であり、公表は未定である。 						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容 (概要)

① 事業主等に対する自主点検の実施 賃金不払残業の解消等法定労働条件の確保を図るため、自主点検表を活用して、事業場が法令等を十分理解し、自主的に法定労働条件を遵守できる基盤作りを促す。					
② 賃金不払残業の解消に向けた周知・啓発活動等の実施 賃金不払残業の解消と適正な労働時間管理に向けたキャンペーン活動を実施する(賃金不払残業等に関する無料電話相談の開設等)。					
③ 意識調査・研究の実施 企業における労働時間管理の方法等人事労務管理の状況、諸外国の状況等を把握し、適正な労働時間管理を行うための制度とその運用の在り方等についての研究を行う。					
予算額 (単位: 百万円)	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
	152	143	139	125	44

※H 2 0 年欄は、予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
(1) 自主点検表を事業場に配布した枚数	
(2) 相談窓口への相談件数	
政策効果が発現する時期	平成16年度実施以後、随時、効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	なし。

4. 評価指標

アウトプット指標	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 自主点検表の配布枚数 (単位: 枚)	—	—	131,343	114,100	100,067
2 相談件数(賃金不払残業 キャンペーン)(単位: 件)	—	—	1,430	1,247	1,380
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、労働基準局監督課の調べによる。事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。 指標2は、各年度の厚生労働省発表「賃金不払残業解消キャンペーン月間」における無料相談ダイヤル(11月23日)の相談受理結果による(無料相談ダイヤルに寄せられた相談の集計である。)。事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。 					
参考指標	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 労働基準法第37条違反 (割増賃金の支払に関する 法違反)の是正指導件数 (単位: 件数)	403	1,184	1,437	1,524	集計中
2 支払われた割増賃金額 (単位: 億円)	72	239	226	233	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、各年度の厚生労働省発表「監督指導による賃金不払残業の是正結果」による。 指標1及び2の平成14年度の数値は、平成14年10月から平成15年3月までの数値である。 指標1及び2の平成18欄の数値は、現在集計中であり、公表は未定である。 					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	本事業は、賃金不払残業の解消と労働基準法の遵守を図るものであることから、労働基準法の施行業務を行っている国が中心となって取り組む必要がある。
有効性の評価	従前よりの確かな監督指導の実施を通じて、賃金不払残業の解消を図ってきたところであるが、これに加えて、自主点検、賃金不払残業に対するキャンペーン事業を実施することにより、事業者や労働者に対する周知啓発が進み、さらに、調査研究による賃金不払残業の背景要因の究明により、一層の賃金不払残業の解消が期待できる。
効率性の評価	賃金不払残業の解消に向けて、自主点検の実施、賃金不払残業に対するキャンペーン事業を行うことにより、一度に多くの事業場に対して賃金不払残業の解消を周知啓発で

き、専門家の調査研究によって賃金不払残業の背景要因が迅速かつ的確に究明されること等もあわせて、効率的である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
① 自主点検の実施→自主点検結果→行政運営への反映 ② 本省・労働局における広報・無料相談ダイヤルの設置等→相談受理・報道発表→賃金不払残業解消の周知啓発 ③ 調査・研究の実施→調査結果→行政運営への反映
有効性の評価
①労働基準監督署の是正指導件数をはるかに上回る数の事業場に対して自主点検表の配布を実施していること、②賃金不払残業に対するキャンペーン事業については、毎年、行政機関の閉庁日に無料電話相談を実施し、多くの相談が寄せられていること、③専門家による調査研究（※）によって、賃金不払残業に係る背景要因の研究を進め監督指導に活用したことにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が着実に推進されていると評価できる。 ※ 「企業における労働基準に係るコンプライアンスの取組に関する調査研究」により、賃金不払残業を始めとした労働基準に関するコンプライアンスの背景要因や課題等の究明を行った。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価
①派遣労働者又は短時間労働者等、雇用形態に応じて重点化した自主点検を実施していること、②賃金不払残業に係る背景要因の究明を専門家の調査によりの確に実施していることにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が効率的に推進されていると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。